

確定申告の方法

1. 一時金の場合

(1) 制度

退職金の支払を受けるまでに、「退職所得の受給に関する申告書」を退職金の支払者に提出している場合は、課税関係が終了（分離課税）しますので、原則として確定申告をする必要はありません。

(2) 施設

「施設」財産形成にかかる給付金額（一時金）のうち、利息相当額が**一時所得**の対象となります。（「施設」年金を一時金で受給した場合も同様です。）

確定申告書への記載方法は以下のとおりです。

「退職給付金送金通知書（①および②）」と併せてご確認ください。

$$\text{一時所得の金額} = (\text{総収入} - \text{必要経費} - 50 \text{万円}) \times 1/2$$

	第一表	第二表
収入金額等	① - ② - 50万円	—
所得金額	(① - ② - 50万円) × 1/2	—
収入金額	—	①
支出金額	—	②

〔施設財産形成〕退職給付金送金通知書（加入者）

ご請求のありました給付金を送金いたしますので、ご通知いたします。

(一財)全国農林漁業団体共済会

登録番号	退職等年月日
氏名	送金年月日

金融機関名	店舗名
種目	口座番号
	受取人

給付金内訳		減算内訳	
基本契約	円 12,345,678	源泉徴収税額	円
過去勤務契約	円	市町村民税	円
積立金移管契約	円	府県民税	円
引受引継退職金契約	円	年金繰入金額	円
施設一時払出し	円	その他減額	円
合計	円	合計	円

備考

送金額	① 12,345,678 円	払込掛金	円
		累積額	10,000,000 円
		送金額に係る掛金相当額	② 10,000,000 円

〔記載方法〕確定申告書A

第一表（④および⑦）

- ・収入金額等： 1,845,678 円
※12,345,678 円 - 10,000,000 円 - 500,000 円
- ・所得金額： 922,839 円
※1,845,678 円 × 1/2

※第一表の収入金額、所得金額には他の一時所得にかかる金額を合算して記載します。

第二表（一時所得に関する事項）

- ・収入金額： 12,345,678 円
 - ・支出金額： 10,000,000 円
- 所得の種類：一時

2. 年金の場合

(1) 制度

「制度」年金は「**公的年金等に係る雑所得**」となります。

確定申告書への記載方法は以下のとおりです。

「公的年金等に係る雑所得」の金額の計算方法については、国税庁HPでご確認ください。

	第一表	第二表
収入金額等	支払金額 (他の公的年金等と合算)	—
所得金額	収入金額による (国税庁HP参照)	—
収入金額	—	支払金額
源泉徴収税額	—	源泉徴収税額

年分 公的年金等の源泉徴収票											
支払を受ける者	住所										
	氏名	(証書番号)	(生年月日)								
		(フリガナ)									
区分		支払金額		源泉徴収税額							
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分		円		円							
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分											
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分											
所得税法第203条の3第7号適用分		1,200,000		91,890							
本人	源泉控除対象配偶者の有無		控除対象扶養親族の数			16歳未満の扶養親族の数					
特別障害者	その他の障害者	特別障害者	寡婦寡夫	一般	老人	特定	老人	その他			
									入	入	入
源泉控除対象配偶者			障害者の数			障害者である者の数		社会保険料の額			
(フリガナ)	氏名	区分	特別	その他	入	入	入	円			
控除対象扶養親族			16歳未満の扶養親族								
1	(フリガナ)	氏名	区分	1	(フリガナ)	氏名	区分				
2	(フリガナ)	氏名	区分	2	(フリガナ)	氏名	区分				
(摘要)											
支払者	法人番号										
	〒100-6826 東京都千代田区大手町1-3-1 J Aビル										
	(一財) 全国農林漁業団体共済会										
	TEL 03-3286-3785 (代表)										

〔記載方法〕 確定申告書A

65歳未満の場合

第一表 (①および②)

・ 収入金額等： 1,200,000 円

・ 所得金額： 600,000 円

※収入金額から60万円を控除

※第一表の収入金額、所得金額には他の雑所得にかかる金額を合算して記載

第二表 (所得の内訳)

・ 収入金額： 1,200,000 円

・ 源泉徴収税額： 91,890 円

所得の種類：雑 (個人年金)

(2) 施設

「施設」年金は利息相当額が「**雑所得**」となります。

前年の年金受給額のうち、利息相当額（課税対象額）は、「生命保険契約等の年金の支払調書」に記載された「差引金額」となります。

確定申告書への記載方法は以下のとおりです。

	第一表	第二表
収入金額等	年金の支払金額 (他の公的年金以外の雑所得と合算)	—
所得金額	差引金額 (他の雑所得と合算)	—

年分 生命保険契約等の年金の支払調書					
支払を受ける者	住所				
	氏名	(証書番号)	(生年月日)		
【年金の種類】 確定年金 (退職金共済契約)					
年金の支払金額		年金の支払金額 に対応する掛金額			
1,200,000 円		1,100,000 円			
差引金額		源泉徴収税額			
100,000 円					
契約者	住所 又は 所在地				
	氏名 又は 名称				
相続等 生命保 険年金 に該当	年金の支払開始日	残存期間 年数	支払開始日 年齢	支払期間 年数	保証期間 年数
	支払総額又は 支払総額見込額	支払総額等のうちに保険料 又は掛金額の占める割合		年金に係る権利について相続税法 第24条の規定により評価された額	
		円	%	円	
(摘要)					
支払者	〒100-6826 東京都千代田区大手町1-3-1 J Aビル (一財) 全国農林漁業団体共済会 TEL 03-3286-3765 (代表)				

〔記載方法〕 確定申告書A

第一表 (㊸および㊹)

- ・ 収入金額等 : 1,200,000 円
- ・ 所得金額 : 100,000 円

第一表の収入金額、所得金額には他の雑所得にかかる金額を合算して記載します。

【参考】確定申告書の記入例

所得の種類によって使用する確定申告書が異なりますのでご注意ください。

※ 国税庁HP内の「確定申告書作成コーナー」から確定申告書を作成する場合で、
公的年金以外の雑所得や一時所得がある場合は「確定申告書B」が作成されます。

【確定申告書A 第一表】 ～所得控除が基礎控除のみの場合の記載例～

- ① 「制度」年金
「公的年金等の源泉徴収票」記載の「支払金額」
- ② 「施設」年金
「生命保険契約等の年金の支払調書」記載の「年金の支払額」
- ③ 「施設」一時金
「退職給付金送金通知書」記載の「送金額」から「掛金相当額」および50万円を控除

収入金額等	給与	①	
	公的年金等	②	1 200 000
	雑業務	③	
	その他	④	1 200 000
	配当	⑤	
所得金額等	一時	⑥	1 845 678
	給与	⑦	
	公的年金等	⑧	600 000
	雑業務	⑨	
	その他	⑩	100 000
	⑪から⑭までの計	⑫	700 000
	配当	⑬	
	一時	⑭	922 839
		⑮	1 622 839
		⑯	
		⑰	
		⑱	
		⑲	0 000
		⑳	4 800 000
		㉑から㉔までの計	4 800 000

課税される所得金額 (⑧-⑮)	㉖	1 142 000
上の㉖に対する税額	㉗	5 710
配当控除	㉘	
政治等寄附金等特別控除	㉙	00
住宅耐震改修特別控除等	㉚	
差引控除税額 (㉗-㉘-㉙-㉚)	㉛	5 710
災害減免額	㉜	
再源泉徴収税額 (㉛×2.1%)	㉝	5 710
復興特別所得税額 (㉛×2.1%)	㉞	1 199
所得税及び復興特別所得税の額 (㉛+㉞)	㉟	5 829
外国税額控除等	㊱	
源泉徴収税額	㊲	9 189
申告納税額 (納める税金)	㊳	00
還付される金額 (㉟-㊲)	㊴	3 359
その他の額	㊵	
金額	㊶	
の計額	㊷	9 189
税額	㊸	
に	㊹	00
額	㊺	000

- ⑤ 「制度」年金(60万円) + 「施設」年金(10万円)
(内訳) ② ④の金額から公的年金等の控除額を控除した金額
+ ④ 「生命保険契約等の年金の支払調書」記載の「差引金額」
- ⑦ 「施設」一時金 (⑥の2分の1の金額)

㊲ 「公的年金等の源泉徴収票」記載の「源泉徴収税額」

基礎控除の金額は所得金額によって異なります。

【確定申告書A 第二表】

○ 所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種目	給与などの支払者の名称・所在地等	収入金額	源泉徴収税額
雑	個人年金	(一財) 全国農林漁業団体共済会 東京都千代田区大手町 1-3-1	1,200,000	91,890
㊲ 源泉徴収税額の合計額				91,890

○ 一時所得に関する事項 (㉑)

収入金額	支出金額	差引金額
12,345,678 円	10,000,000 円	2,345,678 円

(一財) 全国農林漁業団体共済会
東京都千代田区大手町 1-3-1